

平成28年 第28回
教育委員会臨時会会議録

平成28年12月28日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2462号

平成28年第28回臨時会

日 時 平成28年12月28日(水) 午後5時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶 務 課 庶 務 係	佐 藤 珠 実
-------	-------------	---------

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 新郷土資料館の開館時期の延長等について
- 2 学校職員服務取扱規程の一部改正について

「開会」

○教育長 ただいまから平成28年第28回港区教育委員会臨時会を開会します。

(午後5時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員をお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 新郷土資料館の会館時期の延期等について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第96号「新郷土資料館の開館時期の延期等について」、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項1、新郷土資料館の開館時期の延期等につきまして、ご説明させていただきます。資料は教育委員会議案資料ナンバー1でございます。

今回ご審議いただく内容は2点でございます。1点目は、新たな郷土資料館の開館時期を平成30年3月末から平成30年11月1日に延期することについてでございます。2点目は、建物竣工後の平成30年3月1日から、複合施設全体の建物管理を港区教育委員会で行うことについてでございます。

1の「これまでの経緯」についてです。区では平成25年8月に旧国立保健医療科学院整備活用基本計画を策定し、白金台四丁目にある旧国立保健医療科学院を活用して郷土資料館等を整備する計画を定めております。新郷土資料館等の複合施設は平成28年10月に整備工事の契約を行い、平成30年2月28日の竣工予定となっております。また展示設営物等製造契約を行い、平成30年3月末の開設に向けて準備を進めてまいりました。

2の「新郷土資料館の開館時期に関する検討の経緯」についてでございます。恐れ入りますが別紙1、5ページをご覧ください。(5)のウにありますとおり、文化庁の文化財公開施設の計画に関する指針では、建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財公開までの期間は、二夏の経過またはこれに相当する環境の実現が望ましいとしております。しかし新郷土資料館におきましては既存の躯体を使用し、建物を改修する施設であることから、整備活用基本計画では、指針に基づく空気環境を安定させるための期間を設けることはしておりませんでした。

恐れ入りますが本文の1ページにお戻りいただきたいと思っております。1番下の段落でございますが、その後平成28年11月17日に開催いたしました港区立新郷土資料館開設準備委員会におきまして、新郷土資料館は建物を改修して活用する施設ではあるものの、空気環境を安定させるための期間として、一夏を経過すべきとの意見が出されたところでございます。

2ページをご覧ください。教育委員会はこの意見を踏まえ、新郷土資料館は他の博物館等からの資料の借用を含め、貴重な文化財を展示、収蔵する施設であることから、新築ではないものの建物

の改修に当たり、資料に影響を与えるガスや水分を生じさせるコンクリートや接着剤を使用することから、空気環境を安定させる期間として、文化財資料にとって特にガスや水分の発生が懸念される梅雨と夏の時期を経過させることが適切であると判断したものでございます。

(※1)の「空気環境について」でございますけれども、建物竣工後、空調により文化財資料の保存に影響がある物質ということで、躯体コンクリートから発生するアンモニアや水分、接着剤等に含まれるアンモニア、ギ酸、酢酸、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドを測定し、環境調査を行いながら、対策を講じてまいります。

また港区立新郷土資料館開設準備委員会ですが、新郷土資料館の開設準備を適切に実施するため、平成24年4月に設置された委員会でございます。委員は文化財の保存科学を専門とする委員を含む学識経験者7名と区民委員3人を含む区職員をあわせた13名により構成している委員会となっております。

3「新郷土資料館の開館時期の延期について」でございます。新郷土資料館ではこうした理由により、開館時期を平成30年11月に延期することといたします。具体的には一夏を経過した30年8月末の時点で、空気環境調査結果が、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が示す、文化財公開施設の室内汚染物質の上限の目安の濃度を下回っていることを確認した上で、文化財資料の虫菌害対策の薫蒸を行います。それから搬入、展示に必要な期間である2カ月後の平成30年11月1日に開館するものといたします。

ただし、平成30年8月末の時点で、調査対象物質の濃度が目安の上限を上回っている場合につきましては、港区立新郷土資料館開設準備委員会の文化財の保存科学を専門とする委員の助言のもと、原因を調査し対策を講じる必要があるため、開館時期をさらに延期することといたします。

お手数ですが、別紙2をご覧くださいと思います。こちらは「文化財公開施設の室内汚染物質測定に関するお問い合わせについて」という、東京文化財研究所が示している資料になります。こちらに空気環境調査の測定対象物質、アンモニア、ギ酸、酢酸、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、以上五つの物質のそれぞれの上限としての目安の濃度が示されております。こちらを8月末の時点で確認をするということでございます。

お手数ですが、資料本文の方の2ページにお戻りいただきたいと思います。4の「複合施設の管理について」でございます。新郷土資料館と併設される港区立在宅緩和ケア支援センター、みなと保育サポート、子育てひろば、乳幼児一時預かり、学童クラブ、区民協働スペース、自転車等駐車場につきましては、建物竣工後の平成30年3月1日から開設に向けた準備を行います。そして一斉に平成30年4月に開設する予定となっております。

新郷土資料館につきましては、複合施設の中で建物全体の管理を行う役割を担うこととなっております。建物竣工後の平成30年3月1日から、新郷土資料館が開設するまでに必要な複合施設の建物の管理につきましては、港区教育委員会が業務委託により行うことといたします。

5番目のスケジュールでございます。本日ご審議いただいた後、年明け1月5日の庁議におきまして、併設する施設の開設時期とあわせてご審議いただくこととしております。恐れ入りますが、

別紙3をご覧くださいと思います。こちら、A3の「開設までのスケジュールについて(予定)」というA3の資料になります。こちら、建物全体の動きといたしましては、整備工事が30年2月28日まで続くことになっております。その後、建物竣工、引き渡しを経て、3月1日より建物管理業務を行ってまいります。こちらを教育委員会の方で担っていくということになります。

また中段にあります併設する施設につきましてですが、こちらは平成30年2月末の竣工後に、現地での開設準備に着手し、その後4月1日に一斉に開設するという予定になってございます。

また最下段の新郷土資料館でございますけれども、3月の末まで展示設営物等の製造が続くことになっておりますが、整備工事が完了し、建物の引き渡し後に、空気環境調査及びその対策を講じることとし、8月末の時点で空気環境調査の結果を確認の上、展示資料の燻蒸、資料の展示を開始し、11月1日から運営を行っていくというスケジュールになってございます。

最後に、別紙4をご覧くださいと思います。こちらは旧国立保健医療科学院全体の図面を参考におつけしているものでございます。お手数ですが2枚おめくりいただきまして、2階の平面図をご覧くださいと思います。こちら平面図の右側に黒い三角がありますが、こちらが併設する施設の出入り口ということになります。こちらを利用していただきまして、4月1日以降、先行して開設する施設につきましては利用していただくということになりまして、エレベーターはすぐ上にオレンジ色で塗り潰してあるエレベーターの4番ということになりますが、こちらを基本的には利用していただくこととなります。

なお区民協働スペースにつきましては、真ん中の方へ移動していただきますと右、中央ホールの右下のところに青い四角で囲ってあります「受付管理警備」というものがございまして、こちらで区民協働スペースの手続、鍵を借りるという手続が生じることになりますが、こちらを受けた上で、すぐ近くのエレベーター3を利用して、区民協働スペースの方に上がっていただくという予定となっております。

甚だ簡単ではございますけれども、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問等をお願いしたいと思います。

○澤委員 よろしいですか。新築ではないけれども色々補修をして、ガス等、有害なガスが出る危険性があるということで、一夏おく。これはやむを得ないのかなと思うのですが、この一夏というのは、かなりの確度で一夏おけば、十分条件をクリアされるという期間なのですか。

○図書・文化財課長 今回の施設につきましては、新築の場合とコンクリートの使用する量というのが違うというところがあります。また接着剤等を展示ケース等で使ったりするということも、今回の展示の造作については生じておりまして、特に危険であるという梅雨の時期と夏の時期を経過するというところで、その間の推移を見ていくということで、一番危険な、発生する危険があるという時期を経過させるということが妥当であると考えたものでございます。

○澤委員 だから、かなりの確度で11月1日には開設できるという、そういう見通しですか。

○図書・文化財課長 そのつもりで考えております。

○澤委員 そうすると、できた当時にまず測定するわけですね。測定したときに基準を満たしていたら、どういうことになるのですか。

○図書・文化財課長 もちろん完成した時点もそうですけれども、それらの数値は3月1日から適宜確認はしてまいります。ただ3月の時点では低いけれども、梅雨の時期と夏には出てくる可能性もあるというところを考えております。

○澤委員 なるほど、そういうリスクを考えて、一夏と梅雨の時期を経過させるということですね。

○図書・文化財課長 そうです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 こちらの郷土資料館の方はそれで分かったのですけれども、4月1日開設予定の方はシックハウス検査をして、そうするとこれはやっぱり何かしら問題があったら開館が延びる可能性もあるのですか。そこは大丈夫なのですか。

○図書・文化財課長 先程ご覧いただきました別紙3というところをご覧いただきたいと思いますが、建物全体としてのシックハウス検査というものを2月10日ごろからスタートしていきます。ですので、備品の搬入後にももちろんシックハウス検査というものはやりますが、空調を使用したりとか、対策を講じながら、基本的に4月1日の開設ということで進めていけると考えております。

○薩田委員 小さいお子さんがやっぱり入るところなので、なるべく慎重にさせていただきたいなと思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

では私の方から一つ、誤解を生まないようにという意味なのですが、別紙3の一番下の郷土資料館の展示設営物等製造が3月末まで引っ張っていますよね。引き渡しが3月末で開設3月末というのはあり得ないですよね。

○図書・文化財課長 こちらの展示設営物の製造でございますけれども、展示室に関しての品物のほかに、収蔵庫に関しての品物というものを整備、棚等を整備する、収蔵庫を整備するという事も含まれております。

優先順位としまして展示室についてというものは、もうちょっと早めに完成するスケジュールをもともと組んでおりましたので、最終的な収蔵庫に関しての棚であるとか、そうしたものの完成まで含めたものが30年3月31日ということになっております。ただ誤解を招きやすいというところは確かにあるかと思っておりますので、ちょっと表現は工夫させていただきたいと思っております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第96号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第96号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 学校職員服務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第97号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第97号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、ご説明いたします。

資料でございますが1ページに改正条例の案文、2ページに条例の新旧対照表、3ページは改正の概要等、この後これに沿ってご説明いたします。そして参考資料1として、「港区立学校におけるハラスメントの防止に関する要領 新旧対照表（案）」。

そして今度は縦書きになります参考資料2として、「学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本方針（案）」。

そして最後に資料3として、関係する法令「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」「地方公務員法」「地方公務員の育児休業等に関する法律」の関連する条文をそちらに抜粋して示させていただきます。

それでは、改めまして3ページをご覧ください。本議案の審議内容でございますが、四角囲いの中にありますように、学校職員服務取扱規程の一部を改正し、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの禁止を規定するものでございます。

では「概要」について説明いたします。まず「経緯、背景」についてです。教育委員会は平成12年に、学校職員服務取扱規定にセクシュアル・ハラスメントの禁止を規定しまして、あわせて港区立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要領を制定し、セクハラを防止する体制を整備いたしました。その後平成26年には、本規定にパワー・ハラスメントを禁止する規定を盛り込む改正を行い、要領の方にもパワー・ハラスメントの禁止規定を加えて、題目、タイトルを「港区立学校におけるハラスメントの防止に関する要領」に改正しております。

前置きが長くなりましたが、本年の12月2日に交付された、ちょっと長いですが「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、事業主によって義務づけられたことを受けて、本日の規定の一部改正を審議していただくこととなりました。

また平成28年度の特別区の人事委員会勧告においても、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止措置について、これまでのいわゆるセクハラ、パワハラに加えて体制整備をすることが必要との意見が出されているところでございます。「経緯、背景」については以上となります。

それでは、(2)本規定の整備について、参考資料3をご覧ください。1ページにございます61条が、本規定の妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じる根拠となるものです。下線が色々なところに引いてあるのですが、分かりやすいように2ページ目をおめくりいただいて、この61条の34項というものがございまして、そこの3行目から、そちらをご参照ください。下線が引いてございます。そこにごございますように「第三項の規定による」というのは、1ページ目に第3項があったかと思えますけれども、簡単に要点として述べますと「育児休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動」、いわゆる介護であるとか

妊娠・出産にかかわる、育児休業等にかかわる、そういったことの「制度の利用に関する言動」で、「当該職員の勤務環境が害されることがないように」、「必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」というこの文言が、今回の規定の根拠法令となります。

その他の「地方公務員法」「地方公務員の育児休業等に関する法律」については、いくつか関連する部分がございますが、直接的なところは今のご説明でご理解いただけるものと思っておりますので、割愛させていただきます。

では改めまして、議案資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下段が現行、上段が改正案となります。冒頭の傍線部にありますように、改正案には「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」がつけ加えられております。

また、3項に新たに「職員は他の職員の妊娠若しくは出産又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、当該職員の職務環境を害するような言動を行ってはならない」旨を規定いたします。こちらが改正の案でございます。なおこの規定の施行期日は平成29年1月1日を予定してございます。

引き続きまして、(3)「その他」でございますが、参考資料についていくつかご説明をさせていただきます。まず参考資料1をおあげください。こちらは分かりやすいようにするために、あえて新旧対照表の案として、資料をつけ加えさせていただいております。先程の新旧対照表と同様で、こちらの要領にはセクハラ、パワハラに加えて、今回の規定に沿ったマタハラ等についてのことがついてございます。「定義」とそして「禁止事項」という内容で、つけ加えさせてあります下線部の方をご参照ください。

そして参考資料2でございますけれども、こちらは縦書きの資料でございます。こちらにおける、これは学校・幼稚園における「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本方針」として、この後定めるものでございます。この2点につきましては、教職員が妊娠、出産、育児、介護休業等に関するハラスメントの防止の取り組みをしっかりと理解して、各学校・幼稚園において適正に運用することができるように整備するものでございます。本議案が決定されました後に、順序立てて、こちらの要領及び基本方針の方を定めて整備していくものと考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、お願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

○**澤委員** 例えばこの一部改正の原案のところ、最後に「当該職員の勤務環境を害する」とあります。その当該職員の勤務環境を害するとは、例えば出産等で出産の休暇をとりたいたったときに、それを取りにくくするような言動等が勤務環境を害するということになるのですか。「勤務環境を害する」という、その中身は具体的にいうとどういうことですか。

○**指導室長** 育児休業、介護休業も含めて、これは当然の権利でございますので、それを要求することについて問題はありませぬ。それは、言わずもがなのことではございますけれども、「今日早く

帰るのだよね」「帰るのだからもうほかの人を雇いますよ」とか、「もうそんなのだったら、やめてもらうしかないよね」等といった言動が、勤務環境を害することだと考えます。妊娠・出産にかかわる状況の中で、それを言われることによって、その人が著しく勤務に対して支障が出るという、そういうものを指していることとして、捉えていただければよろしいかと思えます。

○澤委員 全体的には世の中の流れで、当然と言えばおかしいけれども、そういう視点からの改正なのですね。

○教育長 具体的には、今、室長がいった事例があるのですけれども、その職場環境が害されるという言葉の意味は、参考資料2の1ページの「2妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは」に出ています。

これは、一応、雛形みたいなものがあるのですか。

○指導室長 例として「他の人を雇うのでやめてもらうしかない」とか、「妊娠された場合には、いつ休むかも分からないから仕事は任せられない」とか、「休むのならやめてもらう」とかが出ています。今教育長にご指摘いただいたように、参考資料2にあるように職場の環境を非常に悪くするとか、就業上不利益がある事等を整理いたします。

○澤委員 正常な就業環境を妨げるような発言等ですね。分かりました。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第97号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第97号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他、何かありますでしょうか。

○庶務課長 ございませぬ。

○澤委員 私のもといた大学の場合には、1年後に、どんなハラスメントが起こったかという統計が公表されていまして。そういう統計は港区の場合はあるのですか。1年を振り返って、こういうハラスメントがあったというような統計は。

○庶務課長 記憶でございませぬけれども、庁内各部の庶務担当課長が集まる会議があって、そこで前年度は何件あったかと思えます。

○澤委員 なるほど、会議ではある。

○庶務課長 そういう報告は数件あったかと思うのですけど、昨年度はなかったと記憶しています。

○澤委員 私のもといた大学の場合には総決算で、広報誌にどんなハラスメントがあったか出るので。いわゆるセクシュアル・ハラスメントもあるし、教員が学生に対して、学生がハラスメントと感じたら、それはパワー・ハラスメントになってしまいます。だから「ああ、こんなことも現実にはあるのだな」ということが分かりました。ありがとうございました。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を平成29年1月10日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしく
お願いします。

(午後5時30分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子